

第1章 はじめに

1. 本業務の趣旨

千葉県では、令和5年4月に「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」が施行され、同条例の規定により、学校、保護者、フリースクール、学識経験者等から構成される連絡協議会を設置し、不登校児童生徒の教育機会を確保するための施策を総合的に推進するための「基本方針」の策定に向け、協議等を行うこととしている。

また、同方針の策定後には、同方針に則って具体的な支援施策に取り組んでいくが、効果的な施策を立案するためには、不登校児童生徒やその保護者、教育機会確保について今後連携が見込まれるフリースクール等の実態を的確に把握する必要がある。

そのため、県内公立小中学校の不登校児童生徒及びその保護者を対象とした調査を実施することで、不登校の要因、支援ニーズ等を把握し、また、県内で活動するフリースクール等を対象とした調査を実施することで、活動の実態、学校や家庭との連携状況、運営上の課題等を把握する。

今回の調査結果を今後の施策検討の基礎資料とし、基本方針に基づいた不登校児童生徒支援を推進していくことが、本業務の目的である。

2. 本業務の内容

本業務で取り組む内容は、以下の通りである。

(1)不登校児童生徒及びその保護者に関する調査

アンケート調査及びヒアリング調査から、県内の不登校児童生徒が不登校となったきっかけや、不登校期間中の支援へのアクセス状況、児童生徒及び保護者の支援ニーズを把握する。特に、どこからも支援や相談を受けていない不登校児童生徒について、その理由や支援ニーズを把握する。

(2)フリースクール等に関する調査

アンケート調査及びヒアリング調査から、県内に存在するフリースクールにおける不登校児童生徒に対する教育機会提供の実態を明らかにする。加えて、民間団体から見た不登校支援の課題、学校との連携における障壁等を把握する。